

業務指示書

フィリピン国アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ1） 【有償勘定技術支援】

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年8月30日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年9月4日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：金融、農業組合開発

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めないただし、副業務主任者を補強とすることは認めない。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（ ）若手加点の対象とする。

（○）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／金融）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：金融に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業組合開発】

- 1) 類似業務の経験：農業組合開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 アグリビジネス】

- 1) 類似業務の経験：アグリビジネスに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年9月15日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

第3 5.

- ① 広報ツールの作成
- ② アグリビジネスに係るデータの収集、整備
- ③ 中小零細企業や農協/農民組織等に対するニーズアセスメントの実施
- ④ ベースライン調査の実施

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(PHP1 = 2.2239 円, US\$1 = 112.185 円, EUR1 = 127.43 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／金融
農業組合開発
アグリビジネス

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

19.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年10月4日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。
なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

フィリピン国アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ1）【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/金融	(30.00)	()
ア) 類似業務の経験	12.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	5.00	
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	
オ) その他学位、資格等	4.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業組合開発	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： アグリビジネス	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景・経緯

ムスリム・ミンダナオ自治地域（以下、「ARMM」という。）は、ミンダナオ島の南西部に位置し、40年以上に及ぶ紛争の影響を受け、フィリピン国内でも貧困率が最も高い地域（全国平均 22.3%に対し、ARMMは 46.9%（2012 国家統計））である。同地域の人口約 370 万人はフィリピン全人口の約 3.5%を占めるが、GDP への貢献は 1%と低く、フィリピン全国で最も低い成長率となっている。

一方で、ARMM は台風の影響を殆ど受けない肥沃な土地を有しており、米・野菜・果物などの農業生産に適しているなど、高い開発ポテンシャルが存在する。しかし、長年の紛争の影響から、そのポテンシャルを活かした開発が十分実現していない。また、近年 ARMM 周辺では、農業関係の民間企業等がバナナ、パイナップル等のプランテーション事業を運営し、雇用を生み出しつつあるが、治安の改善や金融へのアクセス改善が、同地域での就業機会の創出、民間企業の進出をさらに促進するための課題である。

2014 年 3 月、フィリピン政府とモロ・イスラム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front、以下、「MILF」という。）により包括和平合意文書が署名され、バンサモロ自治政府設立が合意された。同自治政府設立に向けて、将来のバンサモロ地域¹の平和の定着及び復興開発を促進するために、民間部門の経済活動を促進して、迅速に平和の成果を示すことが必要となっている。特に、約 2~4 万人とも推定される MILF 元戦闘員とその家族が新たな生計手段を要するほか、貧困層住民が多いことから、雇用機会の創出及び雇用創出に向けた地域住民・起業家等の人材育成、能力向上が喫緊の課題である。

このような状況から、JICA は円借款事業「アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業」（2017 年 1 月借款契約締結済のツーステップローン）（以下、「HARVEST」という）により、フィリピン土地銀行（以下、「LBP」という）を仲介金融機関として、ARMM 及び紛争影響地域の民間企業及び農業協同組合等へ融資するための原資を提供する。HARVEST は、ARMM 及び紛争影響地域において、民間企業の農業関連投資や農業協同組合に対して生産資金、設備投資・運転資金等に必要な資金を提供することにより、同地域の金融アクセスの改善、経済活動の活性化を通じた雇用創出、生計向上に資する活動を促進し、もって同地域の平和の定着に寄与するものである。

上記 HARVEST を円滑に進めるため、有償勘定技術支援として、アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（以下、「本プロジェクト」）を実施する。なお、本プロジェクトは、フェーズ 1（1 年間）及びフェーズ 2（3-4 年間）から構成されることを想定しており、本業務はフェーズ 1 のみを対象としている。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト（フェーズ 1）【有償勘定技術支援】
（本体円借款：アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業）

(2) プロジェクト目標

《有償勘定技術支援の事業目標》

円借款事業「アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業」（HARVEST）と並行して実施することで、金融アクセスを需要（サブローンの借り手となり得る対象地域の協同組合的企業（Corporate（下記 5.（2）参照））、中小零細企業や農協／農民組織等の組織運営や金融リテラシー強化等）と供給（サブローンの貸し手である LBP のマーケティングや審査に係る能力向上等）の両面から改善するための組織・人材育成を行い、HARVEST の円滑な実施促進に寄与することを目標とする。

(3) 期待される成果

「アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業」の実施促進（具体的には以下の通り）

¹ 2014 年 3 月の包括和平合意にてバンサモロ自治政府の行政区域に入るとされているのは、ARMM（南ラナオ州、マギンダナオ州、バシラン州、スールー州、タウイタウイ州）、コタバト市、イザベラ市、北ラナオ州の 6 つの町、及び北コタバト州の複数の村。現時点では同自治政府は設立されていないため、「バンサモロ地域」

- 1) 協同組合的企業 (Corporative) が設立され、運営能力が強化される
 - 1-1) Corporative モデルの精緻化 (他国の類似事例レビュー、第三国研修等)
 - 1-2) Corporative に参加する農民の動員 (地域選定、広報ツールの作成、現地説明会の実施等)
 - 1-3) Corporative に出資する民間企業の動員 (企業へのアウトリーチ活動等)
 - 1-4) Corporative 組織の設立 (タスクフォースの立ち上げ、ビジネスプランの策定支援等)
- 2) 中小零細企業、農協/農民組織等の金融アクセス能力が強化される
 - 2-1) LBP のアウトリーチ拡大のための支援業務 (広報ツールの作成、現地説明会の実施、アグリビジネスに係るデータの整備等)
 - 2-2) 小零細企業及び農業協同組合等向けニーズアセスメント及び能力強化研修の実施
- 3) LBP の環境社会配慮面を含む審査・モニタリング能力が強化される
 - 3-1) 円借款本体の運営管理ガイドライン及び環境社会配慮マネジメントフレームワークの最終化支援
 - 3-2) 円借款本体の各種報告書の策定支援
 - 3-3) LBP の投資モジュールの策定
 - 3-4) ニーズアセスメント及び能力強化研修の実施
 - 3-5) 環境社会配慮の審査支援
 - 3-6) モニタリング体制の強化 (ベースライン調査の実施、モニタリング方法の構築支援等)
 - 3-7) 次期フェーズの PDM 案の策定

(4) 対象地域 (業務実施地域)

ARMM 及び紛争影響地域及びマニラ市フィリピン土地銀行 (LBP) 本部

(5) 関係官庁・機関

1) 実施機関: フィリピン土地銀行 (LBP)

2) 関係機関: ARMM 自治政府関係機関 (投資委員会、農漁業省、農地改革省、環境天然資源省、土地登録公社、協同組合庁、国家先住民族委員会)、ARMM 経済クラスター (ARMM 自治政府関係機関から構成)、地方自治政府、パンサモロ開発庁等

3. 業務の目的

円借款事業 HARVEST の実施機関である LBP が右事業を円滑に実施できるよう、サブローンの案件発掘・形成・審査・融資実行・モニタリングの一連のプロセス (環境社会審査含む) において、C/P に技術支援を行うことにより、サブローンの実施促進 (サブローンの形成、承諾及びディスバース) を図るとともに、サブローンの借り手となり得る対象地域において協同組合的企業 (Corporative) の設立及び中小零細企業や農協/農民組織等の組織運営、金融リテラシー強化を図ることを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、2017 年 5 月 31 日に JICA と LBP との間で署名された R/D に基づく有償勘定技術支援として、本業務受注コンサルタントは、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

とする。

(1) 持続的で公平なアグリビジネスモデルの開発と促進

HARVEST及び本プロジェクトは、40年以上に及ぶ紛争の影響により社会経済開発の遅れたARMM及び紛争影響地域において、アグリビジネス分野の民間企業や農業協同組合等の投資促進や事業拡大に必要な資金を提供することを通じ、地域の雇用創出や地元住民の収入向上を促進することを目指している。ARMM及び紛争影響地域は長期にわたる紛争の結果、開発が他の地域に比して大きく遅れており、地域経済活性化の牽引役となるアグリビジネスの投資を側面支援し、地元住民の雇用を生み出すことが重要である。

ただし、ARMM及び紛争影響地域においては、長期にわたる紛争の結果、土地問題、氏族同士の対立、国内避難民の存在等、多くの紛争の継続要因が今も存在しており、これら紛争要因に対し負の影響を与えることのないよう慎重な配慮が求められる。

また、持続的かつ公平な事業の仕組みとなるよう、小農や土地なし農民、社会的弱者に裨益するアグリビジネスの事業形態やメカニズムの構築をHARVESTにより提示していくことが求められる。

HARVESTを通じて資金提供する事業において、上記のような配慮が為されるよう、コンサルタントはそのための工夫をプロポーザルにて提案すること。

(2) 紛争予防配慮の観点からの留意事項

本業務対象地域は、紛争の影響を強く受けている地域であり、本事業実施によって引き起こされる紛争への負の影響を回避することは、事業実施の前提となる最重要課題である。紛争予防配慮・平和促進の観点から、特に以下の点に留意すること。

1) 土地問題への配慮

フィリピン政府が1920年代から進めたルソン島やビサヤ島からのキリスト教徒のミンダナオ島移住政策により、伝統的土地所有制度のもと土地を所有していたムスリムや先住民に対し、入植者は合法的な手続きにより土地の所有を拡大した。一方で、多くのムスリムや先住民は、先祖伝来の土地の登記を行わなかったが、1973年に発布された大統領布告により、登記されていない土地は国有地と見做されることになった。

このような背景から、HARVESTの対象地域では、現在も、公的登記制度と伝統的管理制度が併存するとともに、中央と地方で土地認定・登記を行う機関が複数存在するため、登記されていない土地や複数の土地権利書が重複して発行されている土地があり、ムスリム氏族間の土地紛争も続いている。更に、元戦闘地域の場合、未帰還の国内避難民が存在する地域もある。

したがって、土地紛争を助長しないよう、事前の十分な現状把握や土地問題の要因別の対応、土地取得にかかるコンサルテーション及び合意形成プロセスの確立をはじめとした、実施機関によるスクリーニング・モニタリング体制を強化することが必要となる。

2) 多様な関係者への配慮

移住政策によりムスリムと先住民の多くは、肥沃な土地から農業生産性の低い辺境地に追いやられ、土地の喪失は、収入・食料の喪失につながった。その結果、ARMMと他地域間及びムスリム・先住民族とキリスト教徒間の経済的格差が広がり、紛争要因の一つとなってきた。

こうした背景から、ミンダナオ紛争影響地域で事業を実施する際は、ムスリム、キリスト教徒及び先住民等、多様な関係者の公平な共存と包摂的な開発を視野に入れた事業を実施する必要がある。プロジェクトの活動が現地ステークホルダー達との板挟みや、プロジェクトそのものが負の影響を与える可能性を有していることをふまえ、負の影響を回避するために、幅広いステークホルダーとのコンサルテーションに留意するとともに、事業を通じて彼等との協力関係を構築する工夫が重要である。

3) 社会的弱者（特に先住民）への配慮

HARVESTの対象地域は、紛争影響により、女性世帯主や障害者等の社会的弱者が多く、また先住民族も居住している。和平プロセスでムスリムの権利に焦点が当てられる中で、先住民族が更に周縁化されることのないよう、業務実施地域に先住民族が居住している、または先住民族が土地の所有権を主張している場所で開発事業を行う際には慎重な配慮が求められる。

また、彼らに対する金融アクセスの機会創出も非常に重要な課題である。HARVESTでは、ARMMの参加金融機関（Participating Financial Institutions、以下、「PFIs」という。）を通じ、いわゆるスリーステップローンによる通常のLBPの顧客層拡大を図ることとなっており、この取組の下、マイクロファイナンス機関や農村銀行等を通じた支援を強化することが求められる。

具体的には、①融資申請を希望する中小零細企業や農協／農民組織それぞれの雇用、構成員などに社会的弱者を一定程度含めることを審査の加点とするモデルを構築する、②LBPが仲介金融機関として認証できる参加金融機関を増やす、③既に認証されている参加金融機関と有望な女性起業家／協同組合、先住民族グループ等をつなぐ等の活動が想定される。今次フェーズにおいては、特に具体的な活動を行うことを想定しておらず、次期フェーズで有効な提案をすることが求められる。但し、今次フェーズにおいても有効な活動がある場合には、積極的にプロポーザルにて提案することが望ましい。

(3) LBPが提唱する新しい協同組合的企業（"Corporative"）の構築について

2016年11月にLBPの新総裁に就任したBuenaventura総裁は、ARMM及び紛争影響地域における農民組織化・農地集約化の方法として、"Corporative"というモデルを提唱している（"Corporative"はCorporationとCooperativeを組み合わせた造語。）。Corporativeは、ある地域において特定の作物を生産するために設立されることが想定されており、当初はLBP及び民間企業の出資により民間企業（corporation）として設立されるが、徐々に農民に所有権を移譲し、農民による協同組合（cooperative）としていくものである。Corporativeは、参加農民と農地のリース契約を締結し、農地の集約化を行う。農民はCorporativeからリース代を得つつ、労働力を提供する場合は賃金も得ることが想定される（詳細は配布資料⑦参照）。

本業務においては、対象地域におけるCorporativeの設立の支援を行う予定であるが、Corporativeのコンセプトは、まだ概念レベルであり、実際に組織を設立するためには、参加農民・出資者の双方にとって魅力的な仕組みを構築する必要がある。本業務においては、他国の類似事例（マレーシアのFELDA(Federal Land Development Authority : 連邦土地開発庁)のプロジェクト等)を参照しながら、Corporativeの仕組み作りを行い、そのうえで、実際の設立支援も行うことを想定している。

(4) HARVESTの融資対象について

借契約書上、HARVESTの融資対象はアグリビジネス関係の民間企業及び農業協同組合等とされているが、上記(2)のような新総裁の方針を踏まえ、HARVESTの貸付開始当初は特に"Corporative"や小規模な民間企業や農家等を対象とすることとなっている。本業務を開始するにあたっては、融資の対象範囲について、LBPとよく調整すること。

(5) 政治体制の移行期にあることへの留意

ARMMにおいては、2014年3月の包括和平合意にて、バンサモロ自治政府の設立及びそれに伴うARMM自治政府の廃止が合意されている。ただし、同自治政府の基盤となるバンサモロ基本法の国会承認及び住民投票によるバンサモロ地域の確定等のプロセスが大幅に遅延しており、現在の見通しも不透明な状況であることに留意が必要である。

業務実施に当たっては、現行のARMM自治政府から新バンサモロ自治政府への移行のタイミングや関係機関の実施体制の移行状況に係る情報収集・分析を行いつつ、慎重な対応が求められる。ARMM自治政府を当面の現場での政府窓口としつつ、MILF側の社会経済開発を担っているバンサモロ開発庁（BDA）

等を巻き込み、移行後にも知見が引き継がれるよう配慮すること。

(6) 実施プロセスを通じた効果的な調整メカニズムや信頼関係の構築

HARVESTIはCorporativeや中小零細企業や農協／農民組織等が融資先となるが、仲介機関のLBPのみならず関係行政機関による効果的な調整・モニタリングのプロセスや仕組みの構築が重要となる。以下の関連省庁・機関が本事業の許認可やモニタリングに重要な役割を果たすと考えられる（以下は一例）。

ARMM環境天然資源省：公有地を定義。環境社会面での許認可を与える。

ARMM農地改革省：農地改革プログラムの下で私有地及び一部公有地を再配分し、登記のための土地所有権付与証書（CLOA）を発行する。

ARMM農漁業省：ARMMにおける農漁業政策の実施。

ARMM協同組合庁：農業協同組合の許認可、登録、能力強化等を行う。

国家先住民族委員会：先住民地区内の土地に対して証書を発行する。ARMM内は、バシラン州以外はOffice of Southern Cultural Communities-ARMMが担当している。

ARMM投資委員会：ARMMへの民間企業投資促進のための政策策定、実施。

ARMM経済クラスター（Economic Growth and Linkage Cluster）：産業クラスターのとりまとめ及び政府機関の調整を担う。ARMM貿易産業省、ARMM農地改革省、ARMM公共事業道路省等10以上のARMM政府機関が参加し、ARMM投資委員会長が長を務める。

本プロジェクトの各コンポーネントにおいて、これら機関との協力関係が重要である。コンポーネントによっては、これら関係機関が提供する既存の行政サービスの枠組みを活用する活動にもなり得る。本プロジェクトの実施過程において、JICAと相談の上、これら関係機関との協力体制の構築を行うこと。

(7) 活動対象地域について

HARVESTIはARMM及び紛争影響地域への裨益を目的としているが、農産物の生産、集荷、加工、流通、販売等、アグリビジネスのバリューチェーンはARMM及びその周辺域内で完結しているとは限らない。すなわち、活動対象地域は、ミンダナオ島の拠点都市であるダバオ市、ジェネラルサントス市、カガヤンデオロ市等、ミンダナオ全島（場合によってはフィリピン全土）にわたる可能性があることに留意する。

また、仲介金融機関であるLBPの融資判断を行う貸付センター（Lending Center、以下「LC」という。）は、ミンダナオ島内ではキダバワン市、カガヤンデオロ市、ザンボアンガ市、コロナダール市、ジェネラルサントス市、ダバオ市の6箇所が存在し、それぞれARMM内の近隣地域を管轄している。ARMM内にはLCが物理的に存在しないため、これら複数のLCが能力強化の対象となることに留意する。（ただしコタバト市にサテライトオフィスあり。）

(8) 環境社会配慮

HARVESTIはJICA環境社会配慮ガイドラインによりカテゴリFIと分類されており²、審査において、特に土地問題や先住民族への対応をはじめとしたLBPの社会配慮審査面での能力強化が重要であることが確認され、本プロジェクトで支援することとしている。

また、HARVESTIは当初、世銀との協調融資（パラレル）が想定されていたことから、環境社会配慮については、「JICA環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月1日公布）他、世界銀行のWorld Bank Environmental and Social Safeguards Policies³に準拠した環境社会配慮マネジメントフレームワーク

² 詳細は国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）を参照。

³ Environmental Assessment (OP 4.01), Pest Management (OP 4.09), Involuntary Resettlement (OP 4.12), Indigenous Peoples (OP 4.10), Forest (OP 4.36), Natural Habitats (OP 4.04), and Physical Cultural Resources (OP 4.11)

(Environmental and Social Management Framework、以下「ESMF」という。)を世銀と共同で策定してきた。ESMFはフィリピン政府とLBPの関連法規にも沿い、住民移転計画、先住民計画も含めた総合的な枠組みとなっているが、最終的に世銀との協調融資ではなくなったため、改めてESMFの最終化が必要な状況となっている。

本プロジェクトでは、ESMFの最終化の支援を行い、最終化したESMFに基づきLBPの環境プログラム管理部の環境社会審査及び現場のLCの環境社会配慮面での一時チェックの能力強化を行いつつ、HARVESTのサブプロジェクト(サブローン案件)のスクリーニング・カテゴリ分類・審査・モニタリングの一連のプロセスにおいて助言・側面支援を行う。特に、JICAがカテゴリAと判断した場合、通常的环境カテゴリAの対応と同様、環境影響評価(EIA)報告書作成、住民移転計画(RAP)報告書作成、先住民計画(IPP)報告書作成が必要であり、また、EIAの120日前のJICAウェブサイトでの公開、助言委員会の開催等が必要となる。これらの対応において、JICA本部関係部、JICAフィリピン事務所の支援を行うこと。

また、サブプロジェクトの実施機関が自力で必要書類作成や手続きを行う能力がない場合には、本プロジェクトが支援を行うことを想定している。

なお、先述(2)の紛争予防配慮の観点から、カテゴリA案件の土地問題への対応はとりわけ慎重に行うものとする。主に以下7つの視点からレビューを行い、サブプロジェクトがこれらの要素を満たしているかどうか確認する。

- ① 土地取得費用が融資対象に含まれていないか。
- ② 土地所有者の非自発的移転が発生する場合、同フレームワークに基づく適切な配慮が行われるか。
- ③ コミュニティへの事前説明による理解促進がなされ、土地利用者とコミュニティの良好な関係構築がなされているか。
- ④ 対象民間企業がコミュニティに対する社会配慮対策を行っているか。
- ⑤ 土地借用等の契約が公平で透明性のあるものであるか。特に小農に不利益をもたらさないか。
- ⑥ ESMFで定める一連の書類作成と手続きが取られているか。
- ⑦ モニタリングや苦情処理制度が設けられ、機能するか。

(9) 実施体制

1) 合同調整委員会 (Joint Coordinating Committee (JCC))

本業務の実施にあたっては、本プロジェクト全体を統括する合同調整委員会(JCC)を設置する。JCCはJICA及びLBP(ADLSトップ及びSpecial Assistant to the President)によって構成されるが、具体的なメンバーは本業務内で調整を行うこととする。JCCは、インセプション・レポート、インテリム・レポート及びファイナル・レポートの提出に合わせて開催され、右レポートの内容の協議及び承認を行う。コンサルタントは、JCCの開催支援を行うこと。

2) LBPのHARVEST実施体制

HARVESTは、LBPの農業・開発融資部門の下にあるプログラム管理部1(Programs Management Department I (PMD1))内にプロジェクト管理室(Project Management Office、以下、「PMO」という。)を設置し、PMOが他の関係部署との連携により事業を実施する。サブローンの審査、承認、貸付、モニタリング等については、地域別貸付グループの一つであるミンダナオ貸付グループの調整の下、ミンダナオ島の複数のLCが行う。ただし、融資金額が100万ペソ以上のサブローンについてはLBP本部が最終承認を行う。また、環境社会配慮面での審査、手続き、サブローン貸付先への技術支援等は、環境プログラム管理部(Environmental Program Management Department (EPMD))が行う。

HARVESTの運営上の細則(融資ガイドライン、実施体制等)は、「運営ガイドライン(Operating Policy

Guideline。以下、「OPG」という。)にて定められる。LBPは同ガイドラインに従って、融資事業の審査・監理のほか、農協、農民組織、中小零細企業等への支援や関係省庁との政策面、実施面での調整も行うことになるが、本プロジェクトではそれら活動を支援する。

3) JICAの実施体制

JICAは現在、ミンダナオ島コタバト市において、コタバトプロジェクト事務所(Cotabato Project Office、以下「CPO」という)を設置し、対ミンダナオ紛争影響地域支援の基幹プロジェクトとして、「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト(以下「CCDP」という)」（2013年7月～2019年7月予定）を実施中である。CPOには長期専門家3名(総括、ガバナンス、コミュニティ開発、業務調整、経済開発(うち経済開発担当はダバオベース))が配置されている。本プロジェクトは本業務の契約担当ではないものの、CPOは現場でのJICA窓口も兼任しており、ミンダナオのARMM自治政府、MILF関係機関双方の窓口的役割を果たしている。また、CCDPにおいては地場産業振興分野での事業を実施しているため、現地での業務実施について、CPOと密に連絡を取り、本業務実施中の助言を得ること。また、進捗状況を定期的に共有すること。

4) 本業務の実施体制

今般のミンダナオ島の治安情勢に鑑み、コンサルタントはARMM及び紛争影響地域に立ち入ることなく、マニラ市LBP本部のPMO内及びダバオ市街地(範囲は、配布資料③「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」の20頁「ダバオ市渡航可能地域」の赤色着色範囲とする。)で業務を行うこととする。但し、治安情勢の回復が見られる場合には、ARMM及び紛争影響地域(主にコタバトを想定。JICA安全対策基準上の業務渡航禁止地域は除く。)に出張ベースで立ち入り、ARMM地域政府との調整及びエンドユーザーへのアウトリーチ等を行うことが望ましいことから、コンサルタントは右出張にも対応できるようにすること。なお、この場合必要となる追加の出張経費については、契約変更によって対応する。

ARMM及び紛争影響地域の活動にあたっては、ローカル人材の活用等を想定し、見積もりに含めること。

6. 業務の内容

本業務は、フェーズ1(1年間)として、(1) Corporative の設立及び運営能力強化、(2) 中小零細企業や農協/農民組織等の金融アクセス能力強化、(3) LBP の審査及び案件監理能力強化を行うものであり、想定される業務の内容は以下のとおり。なお、フェーズ1の結果を踏まえ、フェーズ1で設立される Corporative の金融アクセス強化等も含めたフェーズ2を、次の3-4年間で実施する予定である。

コンサルタントは、国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案する。

成果達成のため変更すべき活動、付け加えるべき活動等あれば、理由とともにプロポーザルで提案すること。また、本業務は「第3 業務実施上の条件」に示す各分野を担当する団員が参加することを想定しているが、担当分野の変更・追加または統合・分離が必要と考えられる場合は、プロポーザルにて提案すること。

(0) 事前準備

0-1) インセプション・レポートの作成・協議

日本国内で入手可能な資料・情報を整理し、業務実施に関する基本方針・方法、実施体制、業務工程計画等を作成し、インセプション・レポート(案)としてとりまとめ、JICA 東南アジア・大洋州部と協議する。また、同レポート(案)を基に、カウンターパート機関と協議、意見交換し、プロジェクト

の全体像を共有するとともに、インセプション・レポートとして取りまとめ、合意することとする。必要に応じて、PDM や PO の見直しも検討対象とする。

0-2) ARMM 内における関係機関との協力体制の構築支援 (R/D 6.10)

「5. 実施方針及び留意事項 (3)」へ記載の通り、HARVEST 実施にあたり ARMM 自治政府関連機関 (ARMM 経済クラスター (Economic Growth and Linkage Cluster)、農業省、貿易産業省、農地改革省、農業協同組合庁、バンサモロ開発庁、投資委員会等) との協力関係を構築し、必要に応じて各機関の具体的な関わりを記したミニッツ等に合意する。また、各機関からの助言を収集し、OPG 等へ反映する。

(1) 協同組合的企業 (Corporative) の設立及び運営能力強化

1-1) Corporative モデルの精緻化

(ア) マレーシアにおける事例のレビュー (R/D 1.1)

LBP が Corporative モデルを考案する際に参考としたマレーシアの FELDA 及び FELCRA (Federal Land Consolidation and Rehabilitation : 連邦土地統合・再開発庁) が実施した大規模土地開発プロジェクトについて、既存の報告書を中心にレビューを行い、本プロジェクトへのフィードバックを念頭に、同プロジェクトの仕組み、成功の要因や課題を抽出する。抽出した成功要因や課題を実際に検証し、理解を深めることを目的として、マレーシアにおける第三国研修を企画・実施する。また、下記 1-2) において、農民動員のためのキャンペーンも行うところ、マレーシアにおいて、プロジェクトに参画する農民を募集する際にどのような広報活動を行ったのかについても、合わせて調査することが望ましい。

(イ) フィリピンや他国における類似事例のレビュー (R/D 1.2)

フィリピンや他国において過去に実施された類似プロジェクトについて、報告書および関係者へのヒアリングを通じて上記 (ア) と同様のレビューを行う。

(ウ) Corporative モデルの精緻化 (R/D 1.3, R/D 1.4)

上記 (ア) 及び (イ) の結果及び本事業対象地域の現状を踏まえ、Corporative モデルの精緻化を行う。具体的には、マレーシア及びその他の国における類似モデルの中で、フィリピンに適用可能なものを抽出し、Corporative の構築のために欠かせない要件、環境等を分析することを想定している。検討すべき項目としては、出資者への配当率、土地のリース代、労働に対する賃金レベル、農民への所有権委譲の仕組み、Corporative の経営枠組み、参加農民に対する社会サービスの提供方法等があるが、その他必要と思われる項目についてはプロポーザルにて提案すること。精緻化は、対象作物や規模等について適当な仮定をおき、費用・便益を定量的に分析し、参加農民、出資者双方にとって便益のあることを定量的に検証しながら行うこと。なお、参加農民の不利益にならない仕組みとなっているか等、「5. 実施方針及び留意事項 (6) 紛争予防配慮の観点からの留意事項」の記載事項に留意の上、農民に適切な便益に配慮しながらモデルを構築すること。

1-2) Corporative に参加する農民の動員

(ア) 地域選定及び地域代表の了承取り付け (R/D 2.1 及び 2.2)

Corporative 組織の設立可能性が高いと見込まれる地域を最低 3 か所選定の上、地域の代表 (バランガイキャプテン等が想定される) から Corporative 組織の設立及び本プロジェクトへの協力について了承を得る。右については、LBP が中心となって行うが、必要に応じて説明に同行する等 LBP と協力・調整することが望ましい。

(イ) 広報ツールの作成 (R/D 2.3)

Corporative への農民の参加意欲を高めることを目的とし、Corporative に係るパンフレット、ポスター等の広報ツール案を作成し、JICA 及び LBP の承認を得る。金融の仕組みに初めて触れる農民も多いことが予想されることから、写真や図、絵を用いた分かりやすい広報ツールとすること。本項目については、現地再委託にて実施することを認める。

(ウ) 現地説明会の実施 (R/D 2.4)

上記 (ア) で選定された地域において、上記 (イ) で作成した広報ツールを用い、農民に対して Corporative の説明会を実施する。想定される参加者は、当該地域に住む農民を中心とするが、農業に従事していない住民の参加を妨げるものではなく、 balan g ay k ap t en や MILF 等を通じて地域住民に広く声をかけるよう調整すること。

開催回数は、原則各地域で 1 回の開催とするが、参加者数が少ない場合 (地域住民の半数に満たない場合) には、複数回の実施も検討すること。そのほか、より効果・効率的な実施方法や回数があればプロポーザルで提案する。

開催に当たっては、ARMM 政府、MILF の社会経済開発を実施するバンサモロ開発庁 (BDA) 等からの協力を得ること。なお、実施方法や周知の方法については、JICA フィリピン事務所、JICA コタバトプロジェクト事務所と事前に相談すること。

なお、今般のミンダナオ島における治安情勢に鑑み、ARMM 及び紛争影響地域において説明会を実施する場合には、ローカルコンサルタント等を活用するものとする。

(エ) 参加農民からの合意取り付け (R/D 2.5)

Corporative に参加する農民を確定し、参加承諾書など書面で参加の意思を取り付ける。右については、LBP が中心となっていくが、必要に応じて説明に同行する等 LBP と協力・調整することが望ましい。

1-3) Corporative に出資する民間企業の動員

(ア) 企業へのアウトリーチ活動 (R/D 3.1 及び 3.2)

Corporative 組織への出資可能性が高い民間企業 (特にアグリビジネス関連会社) に対し、Corporative の説明会を行い、出資の可能性や Corporative の仕組みへの意見等を聴取する。説明会においては 1-2) (イ) で作成した広報ツールをベースとし、1-1) で精緻化されたモデルを活用の上、なるべく定量的に便益等を示して説明すること。なお、企業選定については、LBP が中心となっていくが、適宜助言・支援・提案を行うこと。特に、出資可能性が有り得る本邦企業については、積極的に提案し、連携可能性を模索すること。

(イ) Corporative モデルの改善 (R/D 3.3)

企業から聴取した Corporative に対する意見を踏まえ、Corporative モデルをさらに精緻化する。

1-4) Corporative 組織の設立

上記 1-1) ~ 1-3) を踏まえ、3 つの Corporative 組織の土台となる法人設立の支援を行う。具体的な内容は以下のとおり。

(ア) Corporative 設立タスクフォースの立ち上げ (R/D 4.1)

上記 1-1) ~ 1-3) までの活動を踏まえ、Corporative の設立のフィージビリティが一定程度ある地域・作物・出資者の構成を三つ提案する。それぞれについて、出資者である LBP と出資

予定企業及び参加者である農民の代表から構成される「Corporative 設立タスクフォース」の立ち上げを支援する。必要に応じて、 balanガイキャプテンや、ARMM 地域の場合は、MILF 他関係機関と調整の上、必要な参加者を検討する。

(イ) Corporative 組織の設立手続き支援 (R/D 4.2、R/D 4.3、R/D 4.4)

各 Corporative 設立タスクフォースによる事業計画（ミッション、ゴール、事業内容（商品、市場、マーケティング戦略等）、財務計画、実施体制等含む）や人事管理計画の策定、また、その他法人設立や登記に必要な手続きが円滑に行われるよう支援する。

(2) 中小零細企業や農協／農民組織等の金融アクセス能力強化

2-1) LBP のアウトリーチ拡大のための支援業務

「5. 実施方針及び留意事項」に記載のとおり、LBP の LC は現在 ARMM 外にのみあり、特に ARMM 内の顧客拡大のため、アウトリーチ強化を支援する必要がある。具体的には、以下（ア）～（エ）における業務を行う。

(ア) 広報ツールの作成 (R/D 5.1)

HARVEST に係るパンフレット、ポスター等の広報ツール案を作成し、JICA 及び LBP の承認を得る。初めて LBP の融資にアクセスを検討する組織や人にも理解できるよう、写真や図、絵を用いた分かりやすい広報ツールとすること。本項目については、現地再委託にて実施することを認める。

(イ) 現地説明会の実施 (R/D 5.2)

前項（ア）で承認を得たパンフレット、ポスター等を活用し、HARVEST に係る説明会を広く実施する。想定される開催の概要は以下の通りだが、より効果・効率的な実施方法や回数があればプロポーザルで提案する。開催に当たっては、ARMM 政府、MILF の社会経済開発を実施する BDA 等からの協力を得ること。また、実施方法や周知の方法については、JICA フィリピン事務所、JICA コタバトプロジェクト事務所と事前に相談すること。なお、今般のミンダナオ島における治安情勢に鑑み、ダバオ市街地以外にて研修を実施する場合には、ローカルコンサルタント等を活用するものとする。

想定場所：ダバオ、コタバト、コロナダール、ジェネラルサントス、サンボアンガ等

実施回数：8～10 回程度

参加人数：一回あたり 60～80 名程度

参加者：協同組合庁、投資委員会等を通じて広く声をかける。

(ウ) 事業対象地域におけるアグリビジネスに係るデータ（生産者、仲介者、加工業者、輸出業者、研修実施機関、地方自治体のサービス等）の収集、整備 (R/D 5.3)

ARRM 経済クラスター及び ARMM 投資委員会等と連携し、ARMM への民間企業の投資誘致活動を支援するとともに、特に ARMM や周辺地域のポテンシャルの高い高付加価値農産品を中心として、農業関連企業の既存のマッピングやデータベースをアップデートする。具体的には、JICA で実施した Mapping Survey 情報（中小零細企業/組合）（配布資料⑥）、ARMM 協働組合庁による組合評価情報、ARMM 農地改革省の持つ組合情報、ARMM 貿易産業省及び ARMM 投資委員会が持つ企業情報などがある。本項目については、現地再委託にて実施することを認める。

また、JICA で実施中の CCDP では、地場産業振興分野（AICCEP）の支援として、2014 年 6 月～2017 年 6 月まで、ARMM 貿易産業省をカウンターパートとして、ARMM 各州で有望な農産品を選定し（南ラナオ州：アバカ麻、マギンダナオ州：パーム油及びココナッツ、バシラン州：ゴム、スルー州：コーヒー、タウィタウィ州：海藻）、地場産業の育成及び産業クラスターの立ち上げを支援した。現在、市場とのリンケージを強化し、産業を活性化することを目的とする後継協力を検討中である（2017 年第二四半期開始予定）。本件においても、これまでの協力成果を活用したデータ収集及び関係者との協力関係の構築など、ARMM 貿易産業省及びクラスターメンバーとの連携した取り組みを行うこと。

(エ) 優良企業の選定 (R/D 5.4)

前項(ウ)のデータを活用し、将来的に HARVEST サブローンの借り手となり得る中小零細企業や農協／農民組織を 20 社程度選定する。選定においては、優良商品を生産している中小零細企業や農協／農民組織、大企業とのマッチング可能性が高い中小零細企業や農協／農民組織等を多面的に抽出することが望ましい。上述の AICCEP のクラスターメンバーである中小零細企業、小規模な農業協同組合や農民組織についても積極的に対象とすることを検討すること。

なお、LBP は既に、大企業と農協のマーケティング契約（大企業が農協への技術指導や種子提供を行い、農協が生産した農産物を適正価格で買い取る契約）の締結により、農協への融資条件を緩和する等のバリューチェーン融資を促進しており、HARVEST でも本融資の拡大による農協の金融アクセス強化を図っていく予定であるが、必要に応じて、より効果的な融資の在り方や金融商品について、LBP に提案し、実施促進する。

2-2) 中小零細企業や農協／農民組織等の能力強化研修の実施 (R/D 5.5 ~5.7)

ARMM における LBP のポートフォリオは顧客数、融資額のいずれにおいても限られており、本事業を通じ、LBP の新規顧客を拡大することが求められる。対象地域における融資の受け手となる中小零細企業や農協／農民組織等は、事業立ち上げ、拡大のための資金を必要としているが、銀行から融資を受けられる条件が整っていないか、能力が極端に不足しているとみられるところ、フェーズ 1 において、ニーズアセスメント及び右結果を踏まえた研修を実施する。

具体的には、前項(エ)で選定された中小零細企業や農協／農民組織等に対し、LBP の融資を受ける際の課題等に関してニーズアセスメントを実施する（市場の状況からかけ離れた現場のニーズのみとなることを避けるため、集荷業者・流通業者・輸出業者に対しても必要に応じてヒアリングすることが望ましい）。その結果を踏まえ、本プロジェクトでの研修計画及びモジュールを策定し、LBP の承認を得る。ニーズアセスメントについては、現地再委託にて実施することを認める。

その後、研修計画に沿って、研修を実施する。現時点で想定される研修は以下のとおりであるが、具体的にはニーズアセスメントの結果を踏まえて研修計画を立てること。

なお、研修のリソースとして、LBP Foundation や ARMM 協働組合庁、ARMM 貿易産業省、南ミンダナオ大学など現地で活動実績のある政府や関係組織の活用も含めて検討のこと。

内容：組織強化、市場開拓、ビジネスプラン作成、LBP への融資申請書作成

場所：ミンダナオ島ダバオ市、コタバト市等交通の便が比較的良好な場所

対象者：ミンダナオ島 ARMM 及び紛争影響地域における LBP の融資格付で A~C に該当する中小零細企業や農協／農民組織等（注：LBP の融資判断、適用金利を左右するものとして A~F の融資格付けがある。本研修の対象は融資格付け A~C を想定しているものの、LBP と協議の上、最終決定すること。）

回数：4 回（ダバオ市 2 回、コタバト市 2 回等）

（注：今般のミンダナオ島における治安情勢に鑑み、ダバオ市街地外にて研修を実施する場合には、ローカルコンサルタント等を活用するものとする。）

(3) LBP に対する HARVEST 本体の運用・モニタリング能力強化

3-1) HARVEST 本体の運用支援

(ア) HARVEST の OPG の最終化支援及び PMO 体制整備支援 (R/D 6.1)

HARVEST の審査過程で策定した OPG（配布資料①）を最終化する作業を支援する。また、LBP の PMO 立上げに係る支援（アシスタントの雇用、執務環境整備）を行う。なお、LBP 内では非常に限られたスペースしか確保できない可能性があることに留意する。

(イ) HARVEST 各種報告書の策定支援 (R/D 6.7)

LBP が HARVEST で JICA 提出することが求められている各種報告書作成状況を確認し、作成担当者への個別の直接指導やデータ提供により、期日通り確実に提出されるよう、作成支援・助言を行う。JICA に提出が必要となるレポートは以下のとおり。

- ・ 四半期進捗報告書 (Project Status Report) (四半期終了後 30 日以内)
- ・ 監査報告書 (年に一度、9 ヶ月以内)
- ・ ESMS 実施状況モニタリングフォーム (年に一度)
- ・ 環境社会配慮モニタリング結果 (カテゴリ A のサブプロジェクト対象)

(ウ) Commodity Investment Module/ Investment Module の策定 (R/D 6.5)

Corporate 向けモジュールとして、各 Corporate が対象とする農産物を特定の上、それぞれの農産物に係る Commodity Investment Module (配布資料⑧) を策定する (Corporate は 3 つ設立予定のため、右モジュールは計 3 つ策定予定)。中小零細企業向けモジュールについては、2-1) (ウ) 及び (エ) を活用の上、3 つの Investment Module を策定する。両モジュールに関する LBP の説明は以下のとおりであるが、詳細は LBP と協議すること。

The commodity investment module for corporatives provides the needed information on the integral parts of the entire value chain system of a given commodity; Inputs, Production, Processing and Marketing. Each sector is discussed with respect to the given commodity. It highlights linkages/networks, needed resources, issues, industry analysis, and players, in the commodity's value chain.

On the other hand, the investment module for SMEs presents also the entire value chain system, however, each node/sector of the value chain system is thoroughly discussed, including agro-services sub-sectors, like logistics, financing, research and development. Since it is not commodity-specific, it is more generic and broader in scope. It provides inputs to SMEs and wanna-be entreps on which node/sector of the value chain can they venture into depending on their resources, location, etc.

3-2) ニーズアセスメント及び能力強化研修の実施 (R/D 6.4 及び 6.8)

LBP が HARVEST の審査・モニタリングを行う上で、どの部分での能力強化が必要かを図るため、HARVEST 実施に携わる LBP 本部職員及び LC 行員を対象にニーズアセスメントを実施の上、能力強化に係る本プロジェクトの行動計画を策定する。現時点で想定される研修は以下のとおりであるが、具体的にはニーズアセスメントの結果を踏まえて本プロジェクトの研修計画を立てること。なお、将来的に LBP 本部職員が LC 行員に研修を実施することが可能となるよう、次フェーズでは ToT 研修の実施を想定しているが、今次フェーズにおいては必ずしも ToT 研修の実施を必須としない (ニーズアセスメントの結果、今次フェーズから ToT 研修を実施することが効果的もしくは必要であると判断された場合は実施する等)。但し、右理由から、研修教材については将来的に LBP 本部職員が LC 行員に研修を実施する際に活用できるようなものにする等可能な限り工夫することが望ましい。

内容及び対象者：

- ① HARVEST の事業効果モニタリングに係る研修 (LBP 本部プログラム管理グループ 1、LC の Account Officer 対象)
 - ② 環境社会配慮審査に係る研修 (LBP 本部環境プログラム管理部、LC 行員対象)
- 場所：LBP マニラ本部及びミンダナオ島ダバオ市等、交通の便が比較的良い場所等
回数：2 回 (事業効果モニタリングに係る研修 1 回、環境社会配慮に係る研修 1 回等)

(時期：中間報告までにニーズアセス。中間報告後に2回実施等)

3-3) 環境社会配慮に関する業務

「5. 実施方針及び留意事項(7) 環境社会配慮」に記載のとおり、HARVESTがJICA及び世界銀行、フィリピン政府の環境社会配慮関連法規を踏まえた環境社会配慮マネジメントフレームワーク(ESMF)及び環境社会配慮マネジメントシステム(ESMS)に沿って適切にサブプロジェクトの審査・モニタリングが行われるような仕組みを構築する。今次フェーズで想定される具体的な業務は以下のとおり。

(ア) HARVESTのESMFの最終化支援(R/D6.1)

世銀と共同で策定したESMF(配布資料①)を、現況に適した形で最終化する作業を支援する。

(イ) サブプロジェクトの環境社会配慮の審査支援(R/D6.9)

LBP環境プログラム管理部によるサブプロジェクトの環境社会配慮審査を側面支援する。特にカテゴリA或いはBの可能性のある事業については、スクリーニング、カテゴリ分類、審査の過程において現場踏査等によるレビューを行う必要があり、右についての側面支援が必要とされるが、今次フェーズにおいては、カテゴリA或いはBに該当するサブプロジェクトが想定されないため、基本的には書類審査に係る側面支援のみを想定している。なお、書類審査以外の支援が必要になった場合には契約変更にて対応する。

3-4) LBPのモニタリング体制の強化(R/D6.2)

HARVESTの運用・効果指標を中心として、事業実施による開発効果を適時適切にモニタリングすることが求められる。以下の手順で調査開始時から継続してモニタリングする仕組みを構築する。

(ア) ベースライン調査の実施(R/D6.3)

HARVESTの審査時に、本体事業の評価指標を仮に設定しているが、(1)の業務や(2)の業務を通じて、それぞれ想定される融資対象のCorporateや小規模企業等にかかる評価指標を改めて設定する。また、それら評価指標について、ベースライン調査を実施し、目標値を設定する。変更や、目標値設定については、LBP及びJICAの承認を得ること。本項目については、現地再委託にて実施することを認める。

評価指標案
サブローン事業を通じた新規雇用者数 (対象)大規模アグリビジネス企業、農業関連中小零細企業
新規マーケティング契約締結数 (対象)大規模アグリビジネス企業
サブローン事業の売上実績 (対象)大規模アグリビジネス企業、農業関連中小零細企業
サブローン事業による受益者数(組合員、農民、漁民) (対象)農業協同組合及び農民組織
融資総額 (対象)全エンドユーザー
サブローンの承諾・貸付件数 (対象)全エンドユーザー
新規口座開設者数 (対象)全エンドユーザー
サブローン事業における新規女性雇用者・受益者数 (対象)全エンドユーザー

(イ) モニタリング方法の構築支援 (R/D 6.6)

現在 LBP は、開発に係る指標について、各 LC からの個別の報告を受けて本部でまとめる形を取っているが、手作業による管理のため作業量が増大しており、より効率的な方法の構築を要望している。HARVEST の運用効果指標のモニタリングを通じ、より効率的に事業モニタリングを行うための方策を LBP へ提案し、導入及び実施の支援を行う。方策としては、例えば、Credit Facility Proposal や Subsidiary Loan Agreement に運用効果指標データの記入欄を設け、融資審査・契約の際に本部でデータ集積が容易にできるような仕組みが考えられるが、有効な方法についてプロポーザルで提案すること。

3-5) 次期フェーズの PDM 案の策定

今次フェーズの活動を踏まえ、次期フェーズの PDM 案を作成する。フェーズ 2 においては、今次フェーズで設立される Corporative 組織の金融アクセス強化等の活動も想定される。

(4) インテリム・レポートの作成・協議

業務開始後、5 か月間以内の活動結果をインテリム・レポート (案) に取りまとめる。同レポート (案) を関係者に共有し、JCC にて活動の進捗及び成果を発表し、同レポートの承認を得る。承認を得られたレポートについて、JICA に提出する。

(5) ファイナル・レポート (ドラフト) の作成・協議

業務開始後、10 か月間以内の活動結果をファイナル・レポート (ドラフト) に取りまとめる。同レポート (案) を関係者に共有し、JCC にて活動の進捗及び成果を発表、関係者との協議を行う。

(6) ファイナル・レポートの作成・提出

ファイナル・レポート (ドラフト) に係る JCC での関係者からのコメントを反映させ、活動の全体成果を取りまとめたものをファイナル・レポートとして JICA に提出する。

7. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、「ファイナル・レポート」とする。

報告書名	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 日以内	和文：3 部 電子データ
インセプション・レポート	業務開始時	英文：12 部 電子データ
インテリム・レポート	業務開始 5 か月以内	和文要約：3 部 英文：12 部 (うち先方へ 9 部) 電子データ
ベースライン調査報告書	業務開始 8 か月以内	英文：12 部 (うち先方へ 9 部) 電子データ
ファイナル・レポート (ドラフト)	業務開始 10 か月以内	和文要約：3 部 英文：12 部 (うち先方へ 9 部) 電子データ
ファイナル・レポート	業務開始 11 か月以内	和文要約：3 部 英文：12 部 (うち先方へ 9 部) CD-R：3 枚 電子データ

ファイナル・レポートについては製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書印刷・電子化仕様ガイドライン」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

各報告書の記載項目（案）は以下を想定している。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

1) 業務計画書

※共通仕様書に基づき作成する。

2) インセプション・レポート

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 要員計画
- ⑧ その他必要事項

3) インテリム・レポート

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM、PO に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ 次期活動計画
- ⑤ その他必要事項

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ・ PDM（最新版、変遷経緯）
- ・ 業務フローチャート
- ・ 詳細活動計画
- ・ 専門家派遣実績（要員計画）最新版
- ・ 機材実績
- ・ 議事録等（JCC 議事録含む）
- ・ その他活動実績

なお、上記「②活動内容」については、「6. 業務の内容」の以下の項目を含めること。

- 1-1) (ア)、(イ)、(ウ)
- 1-2) (ア)、(イ)、(ウ) ※ (ウ) については、少なくとも1地域以上での実施結果
- 1-3) (ア)、(イ) ※ 少なくとも3社以上のアウトリーチ結果
- 2-1) (ア)、(イ)、(ウ)
- 3-1) (ア)、(イ)
- 3-2) ニーズアセスメントの結果
- 3-3) (ア)

4) ファイナル・レポート（ドラフト含む）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDM、PO に基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言
- ⑥ その他必要事項

添付資料（和文に添付する資料は英文でも構わない。）

- ・ PDM（最新版、変遷経緯。次期フェーズ版も含む。）

- ・業務フローチャート
- ・詳細活動計画
- ・専門家派遣実績（要員計画）最新版
- ・機材実績（引渡リスト含む）
- ・議事録等（JCC 議事録含む）
- ・その他活動実績

（２）業務月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む業務月報（和文）を毎月作成し、JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- 2) 活動に関する写真
- 3) 業務フローチャート

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2017年11月上旬より業務を開始し、業務開始5か月以内を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、業務開始10か月以内にファイナル・レポート（ドラフト）、業務開始11か月以内にファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量目処と団員構成

(1) 業務量の目処

業務量は以下を目処とする。

約 55.00 M/M

(2) 専門分野

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。

- ア 総括／金融（2号）
 - イ 農業組合開発（3号）
 - ウ アグリビジネス（3号）
 - エ 財務／資金調達
 - オ マーケティング／広報戦略
 - カ 法務（法人設立登記）
 - キ モニタリング評価／データ管理
 - ク 環境影響評価
 - ケ 住民移転計画／紛争予防・先住民配慮
 - コ 研修計画／業務調整
- （計 10 分野）

なお、「ア 総括／金融」はプロジェクト全体の総括に加え、LBP との調整、ARMM 政府や MILF 関係者の巻き込み、調整メカニズム構築も担当する。なお、「ケ 住民移転計画／紛争予防・先住民配慮」団員の専門性については、紛争予防配慮、先住民配慮の方に重点をおくこととする。より効果的な要員計画、団員構成があれば、理由とともにプロポーザルにて提案すること。

また、事業対象地域の政治・社会・文化背景に対応できるよう、プロジェクト現地傭人の雇用やローカルコンサルタントを最大限活用すること。

3. フィリピン側による便宜供与

(1) カウンターパートの配置

LBP プログラム管理部職員数名、環境プログラム管理部職員数名、LC 行員数名

- (2) LBP 本部における執務スペース（椅子、机、電話、インターネット含む）の提供
- (3) プロジェクトに必要な情報収集協力、施設の立入許可等（LBP の管轄範囲）
- (4) 以下の予算を確保
 - ・カウンターパートに係る人件費、出張手当

4. 配布資料及び参考資料

(1) 配布資料

下記は未公開資料ですがプロポーザル作成の一助とするために配布しますので、取扱いには十分留意してください。

1) HARVEST 関連資料

- ① アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進事業
 - ・事業事前評価表
 - ・Operating Policy Guideline（案：2016年6月時点）
 - ・環境社会配慮マネジメントフレームワーク（ESMF）（案：2017年7月時点）
 - ・JICA ミッションが作成した実施機関の Environmental Social Management System チェックリスト

- ② アグリビジネス振興・金融アクセス強化プロジェクト R/D
- 2) ミンダナオ関連資料
 - ③ フィリピン・ミンダナオ安全管理
 - ④ バンサモロ開発計画 最終報告書 (案)
 - ⑤ ARMM 地場産業振興調査 最終報告書
 - ⑥ Mapping Survey on Agro-Industrial Clusters in the Bangsamoro Area
- 3) Corporative 関連資料
 - ⑦ LBP 作成の Corporative 関連資料 (SMALL FARMERS "CORPORATIVE")
 - ⑧ Commodity investment Module サンプル
- 4) 情報セキュリティ監理
 - ⑨ 規程(情)第 14 号 情報セキュリティ管理規程(20170403)
 - ⑩ 細則(情)第 11 号 情報セキュリティ管理細則(20170403)

(2) 参考資料

- 1) マレーシアの FELDA 及び FELCRA についての資料
 - ① 浅沼・小浜 (2013)、第 1 章マレーシア：一次産品と経済発展、pp.15-42、「途上国の旅：開発政策のナラティブ」、勁草書房
 - ② 岩瀬 (2005)、「マレーシアにおける農業開発とアグリビジネス」、法律文化社
 - ③ 堀井 (1991)、第 3 章 マレーシアにおける集団入植地法の成立・展開—自作農創設から農園労働者創設へ—、pp.59-103、「東南アジアの土地制度と農業変化」、梅原弘光編、日本貿易振興機構アジア経済研究所

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。なお、これら以外の再委託業務の提案を排除するものではない。下記については別見積もりとすること。

- ① 広報ツールの作成 (HARVEST 及び Corporative の説明)
- ② アグリビジネスに係るデータの収集、整備
- ③ 中小零細企業や農協／農民組織等に対するニーズアセスメントの実施
- ④ ベースライン調査の実施

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

6. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

7. 第三国研修にかかる見積もり

本業務における第三国研修の内容は、マレーシアの大規模土地開発プロジェクトに関する既存報告書レビューを踏まえて検討し、カウンターパートと協議の上、確定するものとする。現時点で研修の詳細が明確にできず、正確な見積もりを行うことが困難であるため、第三国研修に係る費用については 447 万円を定額として見積もることとし、見積価格を提示する必要はない。ただし、447 万円を上限と想定していることから、研修計画の検討は同金額の範囲内で行う。

8. 安全管理

(1) 安全管理体制の構築

フィリピン国政府と MILF の和平交渉の状況及び国内政治情勢を踏まえ、在フィリピン日本国大使館、JICA フィリピン事務所、IMT (国際監視団)、GPH/MILF-CCCH (停戦調整委員会)、AFP (フィリピン国

軍)、PNP (国家警察) 等から適宜治安情報を収集・分析し、必要な安全管理体制を構築する (遠隔管理で事業を実施する際には、可能な範囲での治安情報収集・分析に努めること)。なお、調査団の安全管理については、現地調査、行動規制、緊急対応、緊急連絡体制等を含めた安全管理マニュアルを策定し、JICAに提出する。なお、マニュアル策定に当たっては、JICAが定める安全対策措置及び「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」を参照すること (以下ダバオ市街地における一時的な安全対策措置抜粋)。

【事前準備】

① 渡航予定の1カ月前までに、渡航者情報、渡航目的、渡航日程をJICA事務所指定のフォーマットに従いJICA事務所の案件担当者に提出し、Travel Security Advisoryを申請する。併せて、主管部を通じて安全管理部に事前報告する。

① ダバオ市街地の渡航予定者は、WBTの受講を必須とする。

【行動規制】

① 到着時、事務所からセキュリティブリーフィングを受ける。

② ダバオ市街地については、初めての渡航者並びに安全管理部及び事務所が必要と認める渡航者については、武装警護員を同行する。初めての渡航者以外の場合は、現地事情に精通した地域事務所のスタッフやカウンターパートが同行を必須とするが、武装警護員の同行も排除しない。

③ 都市間の陸路移動は禁止する。各都市での滞在に際しては、ダバオ市街地については、原則20時から6時までの外出を禁止。

④ 各人の渡航期間は、必要最小限とし、連続滞在は、ダバオ市については、最長でも概ね2週間を目安とする。

⑤ 当機構フィリピン事務所が安全状況を確認したホテルに滞在する。それ以外に宿泊する必要がある場合は、必ず事務所の事前承認を得ること。

(2) フィールドオフィスの設置

今般のミンダナオ島の治安情勢に鑑み、フィールドオフィスは ARMM 及び紛争影響地域内ではなく、ダバオ市街地におくことを想定している。現段階で、フィリピン政府及び LBP が業務遂行可能なオフィススペースを提供することは難しいため、別途プロジェクト事務所を借り上げることを可能とする。但し、同オフィスを設置する場合には、セキュリティ・コンサルタント (当機構フィリピン事務所契約) によるアセスメントを実施し、必要に応じた安全対策を取ること。

(3) 安全対策経費

1) 航空賃

マニラーミンダナオ島間においては、路線の変更、他社便の利用、予約の変更などを含む緊急時の対応が可能な航空券の購入を可とし、一般業務費として本見積りに含めることとする。なお、日本-マニラ間については、別見積りとし旅費 (航空賃) に積算すること。

2) 一般管理費上限の増額

本案件は平和構築・復興支援を目的とした案件であるため、治安面で十分安定しているとは言えない地域において、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、技術経費率を10%を上限として加算し、技術経費を計上することができるものとする。

3) 警護及び警護員備上、プロジェクトオフィス (ダバオ) に係る安全対策設備費等

治安情勢等に応じて警護の帯同が必要であることから、警護員の備上、通信機材の購入 (衛星電話機材、使用料金など)、及び各種保険契約 (現金輸送、生命保険 (ナショナルスタッフを含む)) に係る経費を計上することができるものとする。

9. その他

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。この場合、経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの清算は必要ない。

以 上